

ベトナム株ファンド

第19期決算と今後の見通しについて

2026年5月26日

平素は、「ベトナム株ファンド」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、2026年5月25日に第19期決算期末を迎えました。当期の投資環境、運用状況および今後の見通しについてまとめましたので、報告申し上げます。

米国の貿易政策の見直しやベトナム経済の高成長を背景に基準価額は前期末より上昇いたしました。前期末の基準価額は14,296円、当期末の分配金支払前の基準価額につきましては14,780円となり、484円の上昇となりました。なお、基準価額の水準や動向および配当等収益を勘案した結果、当期の収益分配金を100円（1万口当たり、税引前）といたしました。また、中長期的な信託財産の成長を目指すため分配金を抑える見直しを実施しています。

引き続きお引き立て賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(ご参考)当ファンドの分配方針は以下の通りです。

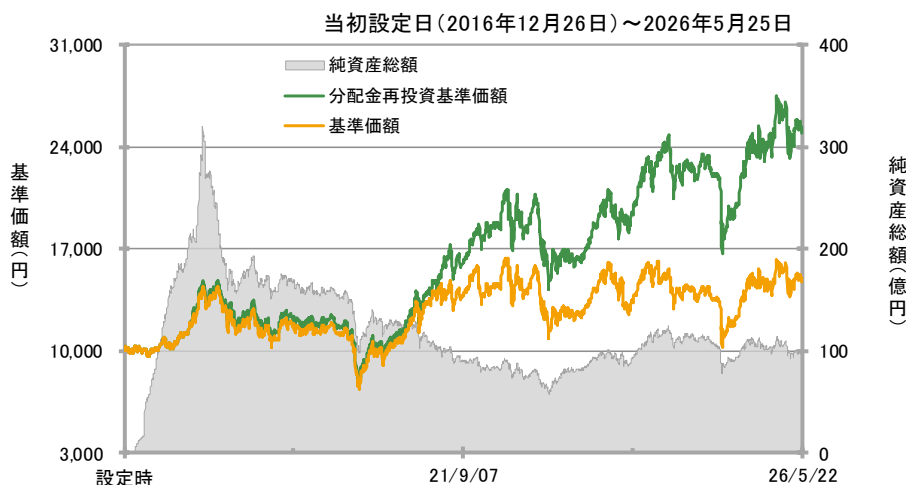
- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

■ 基準価額・純資産・分配の推移 (2026年5月25日時点)

基準価額	14,680円
純資産総額	94億円

《分配の推移》(1万口当たり、税引前)

決算期	(年/月/日)	分配金
第1～14期	合計:	5,150円
第15期	(24/5/24)	1,400円
第16期	(24/11/25)	350円
第17期	(25/5/26)	0円
第18期	(25/11/25)	550円
第19期	(26/5/25)	100円
分配金合計額	設定来:	7,550円
	直近5期:	2,400円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
 ※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
 ※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。
 ※上記は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

第19期の投資環境（ベトナム株式市場動向）

ベトナム株式市場（現地：2025年11月25日～2026年5月22日）は上昇しました。

米国の貿易政策の見直しを受けてベトナム製品の関税率が引き下げられたこと、ベトナムの成長加速に向けて積極的に構造改革を進めるラム書記長の続投が決定したこと、FTSE Russell社（FTSE社）が株式市場区分の定期レビューにおいて、ベトナムの格上げを当初の予定通り2026年9月21日に発効すると正式に決定したことを受けて、海外からベトナム株式市場への資金流入期待が高まったことなどが、株価上昇の追い風となりました。

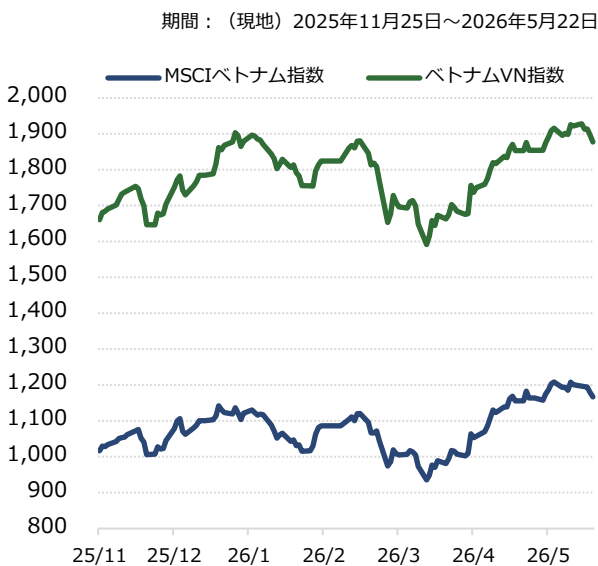
良好な経済指標の発表もプラス要因となりました。ベトナムの2026年1-3月期の実質GDP（国内総生産）成長率は前年同期比+7.8%となり、25年同期を上回る高い伸びを記録しました。鉱工業生産や小売売上高はおおむね順調に増加しており、外需・内需の双方の拡大によるベトナム経済の高成長が確認されました。

第19期の運用状況

当ファンドの基準価額は上昇しました。株式は、プラス要因となりました。個別銘柄では、ベトナムの都市化の進展を背景に不動産開発関連事業を担うビンホームズやその親会社であるビンググループの株価が上昇したことなどがプラス要因となりました。

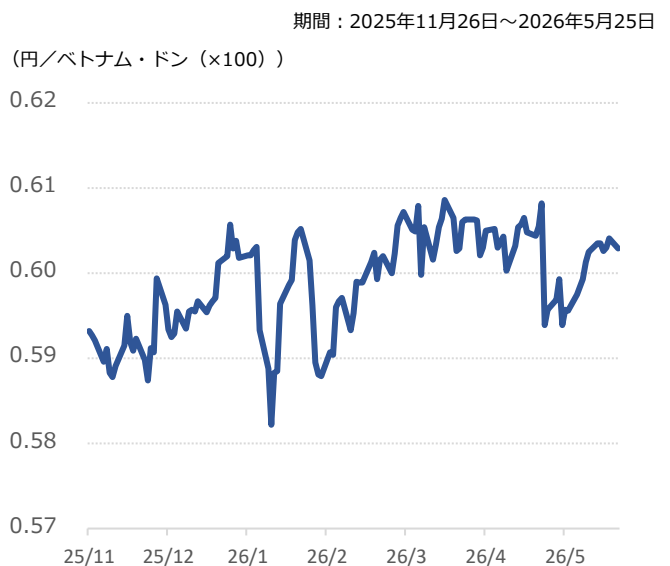
為替は、ベトナム・ドンが円に対して上昇したことからプラス要因となりました。ベトナム・ドンは、中東情勢の悪化を受けて日銀による早期追加利上げ見通しが後退したことや、高市首相の積極財政方針が伝わったこと等から、円に対して上昇しました。

株価指数の推移



出所：ブルームバーグより大和アセット作成

為替の推移



出所：ブルームバーグより大和アセット作成

※MSCIベトナム指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

※ベトナムVN指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はホーチミン証券取引所に帰属します。

FTSE社はベトナムの格上げを26年9月21日に発効すると正式に決定

4月7日、FTSE社は株式市場区分の定期レビューにおいて、ベトナムの格上げを当初の予定通り2026年9月21日に発効すると正式に決定しました。前回レビューでは、格上げ（フロンティア市場からセカンダリー新興国市場へ）が発表、発効日は2026年9月21日とされたものの、実務面での課題などから発効日の確定は事実上見送られていました。

今後ベトナム株は、格上げが発効される2026年9月から2027年9月まで段階的にFTSE社の全世界株式指数や新興国株式指数へ組み入れられます。これにより、パッシブファンドから10億米ドル前後の海外資金が、アクティブファンドなどを含めれば数十億米ドルの海外資金がベトナム株式市場に流入すると見込まれています。これまで、海外投資家による大幅な売り越し（海外への資金流出）が株価の重しとなっていました。今後は格上げを背景にした海外からの資金流入が株価を下支えすると期待されます。

今後の見通しと運用方針

今後のベトナム株式市場は、底堅い推移を想定します。資金需要の回復や公共投資の増加、民間投資の拡大による不動産市場の段階的な回復など、力強い経済成長が期待されます。

2026年1-3月期の実質GDP成長率は高い伸びを記録しました。今後短期的には、中東情勢の悪化を背景とした原油の供給制約や価格高騰が実体経済へ与える影響については注意が必要ですが、政府が燃料への免税や補助金支給などを通じて影響の緩和に努めているほか、長期成長目標（前年比+10%以上）の維持を表明していることは、市場に一定の安心感を与えています。

当ファンドは、高い潜在成長率を誇るベトナム経済の中長期的な成長を享受できるベトナム株式市場を代表する企業を中心に投資を行います。株式への投資にあたっては、経済情勢や業界動向などの分析を行うとともに、中長期の成長性を重視し、優秀な経営陣に率いられファンダメンタルズや企業統治が強固な企業を中心にポートフォリオを構築します。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

・ベトナムの株式等に投資し、信託財産の成長をめざします。

ファンドの特色

・ベトナムの株式等に投資します。

・毎年 5 月 24 日および 11 月 24 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。**

株価の変動 (価格変動リスク・信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。 発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) <u>3.3%(税抜3.0%)</u>	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	<u>年率1.793%</u> <u>(税抜1.63%)</u>	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.8%
	販売会社	年率0.8%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 6 営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	①ホーチン証券取引所またはハノイ証券取引所の休業日 ②①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 （注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
一般社団法人資産運用業協会

加入協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

Daiwa Asset Management

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

ベトナム株ファンド

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大東銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第17号	○			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○			
島大証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第6号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
内藤証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第24号	○			○
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○			
播陽証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第29号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
moomoo証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3335号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。